瀧田孝吉議員。

[9番瀧田孝吉議員登壇]

○9番 (瀧田孝吉) 自民党富山県議会議員会の瀧田孝吉です。

それでは、通告に基づき県政一般について質問させていただきます。

まずは、さきの県知事選挙において見事 2 期目の当選を果たされ た新田知事に改めて祝意を表するとともに――おめでとうございま す――今後さらなる富山県の発展に向け邁進されることを御期待し、 最初の質問は知事 2 期目の取組についてです。

今、我が国が抱える多くの課題の中で最も重要なことには、急速 に進む人口減少とその対応が挙げられます。先日の新聞報道におい て2060年における県内市町村の人口予想が発表され、改めて問題 の深刻さを認識された県民も多かったのではないでしょうか。

人口減少対策は2030年代に入るまでがラストチャンスとも言われていますし、それこそスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。人口減少局面に入り、今後、都道府県レベルにおいても地域間競争が一層激しさを増すことも予想されますが、全国の中で富山県の存在感を高めるには、県民一人一人が自分自身の価値を高め、様々な分野で活躍をしていただくことが重要だと考えられます。

そこで質問いたします。知事は2期目のマニフェストにおける柱の一つに「未来に向けた人づくり」を掲げておられますが、本県がウェルビーイング先進地域として発展するために、どのような人材を重要と考え、その育成に向けてどのような取組が必要と考えておられるのか、新田知事の所見をお伺いいたします。

大項目の2つ目は、未来に向けた公共交通と交通インフラについて7問質問いたします。

12月に入り、いよいよ雪の季節となりました。ウインタースポーツ業界など雪が待ち遠しい方もいらっしゃるのではないかと思いますが、富山県に住む者としては、雪とは上手に付き合っていかなければなりません。除雪もその一つです。そこで、道路除雪に関して質問いたします。これは午前中、八嶋議員からも同様の質問がありましたが、一部、私なりの視点からお伺いいたします。

まずは、元日に発生した能登半島地震によって県内至るところで 道路や融雪装置が損傷しましたが、今シーズンの降雪期を迎えるに 当たり、現在の復旧状況や除雪作業などへの影響について金谷土木 部長にお伺いいたします。

次に、除雪作業を担っていただくオペレーターについてです。

除雪作業車のオペレーターは、この時期、日中の通常業務に加え 夜間及び早朝には除雪作業に取り組んでおられますが、他の業種同 様、高齢化や担い手不足の問題が顕著となっています。

そこで、除雪作業の効率化、省力化の観点から、除雪作業車にセンサーやモニターを搭載するなどAIやICT技術の導入促進を検討すべきと考えますが、現状の取組について金谷部長にお尋ねいたします。

除雪に関連して、最後は除雪作業車についてです。

除雪作業車には、除雪グレーダーやタイヤショベルなど大型から 小型のものまで様々あり、近年は作業車自体の性能アップによって 作業効率も向上しています。同時に、作業車本体の価格が高額とな っていることに加えて、メンテナンスや燃料価格の高騰などによっ て、除雪作業車の維持更新費用に対する負担が、業務を継続する上 での課題となっています。

こうした状況を踏まえ、持続可能な除雪体制の維持に向けて県と してどのように取り組むのか、金谷部長の所見をお伺いいたします。 次に、改正道路交通法に関連して質問いたします。

先月11月1日から改正道路交通法が施行されました。これによって、自転車運転中にスマートフォンなどを使用する、ながら運転、ながらスマホの罰則が強化されたほか、自転車の酒気帯び運転が新たに罰則の対象とされました。

自転車の酒気帯び運転に関しては、運転をした本人はもちろん、 酒気帯び運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供した者など、 酒気帯び運転を幇助した者にも罰則が科されます。これからの忘年 会シーズンをはじめとした宴会シーズンにおいては特に意識する必 要があると思います。

そこでまずは、施行後約1か月が経過し、県内における取締りの 状況について髙木警察本部長にお伺いいたします。

次に、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードについて質問いたします。

今や電動キックボードは、単なるトレンドを超え新たな移動手段としての地位を確立しています。さらなる普及を見越して、射水市では、10月に県立大学の地域協働事業として電動モビリティー体験会が行われ、約100名の学生が参加し、電動キックボードなどの今後の可能性について理解を深めました。

しかし、電動キックボードには事故などへの懸念も広がっていま す。警察庁の調べによれば、今年 6 月までに歩道を走行するなどの 交通違反が全国で2万5,156件検挙され、219件の人身事故が発生 しています。幸いにも県内では事故は発生していないとのことです が、適正な使用や交通ルールの周知により交通安全を徹底する必要 があります。

そこで、昨年7月から運転免許がなくても運転することが可能となった特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードについて、県内における取締りの状況はどうなっているのか、安全な使用方法や交通ルールの周知啓発に向けた取組状況と併せて髙木警察本部長にお伺いいたします。

先ほど、電動キックボードは新たな移動手段としての地位を確立 していると申し上げましたが、特に都市部では、通勤や短距離の移 動における利便性が高く評価されていますし、地方においては、観 光客の新たな周遊ツールとしての利用が増えています。加えて、全 国的に地域公共交通の維持が課題となっている中で、その有効活用 が模索されています。

電動キックボードは、操作が簡単で手軽に使用することができ、環境負荷の少ない移動手段として、観光地周辺の散策などへの活用が期待できるため、全国でも実証実験が行われています。つい先日の11月29日から富山市中心部において、電動キックボードのシェアリングサービスを行っている民間事業者による貸出し事業がスタートしました。

そこで、観光地巡りの手軽な交通手段として期待されている電動 キックボードについて、本県での導入促進を検討するべきではない かと考えますが、田中地方創生局長の所見をお伺いいたします。

この項目最後は、地域公共交通の拠点となる駅と周辺地域活性化

について質問いたします。

鉄道の駅は、その地域の玄関口として、また地域活性化の拠点となることから、それぞれの地域で整備が進められています。駅機能の向上やバリアフリー化のための改札口の新設には、交通利便性の向上のみならず周辺地域の再開発にも好影響を与えます。近年は、駅舎に図書館や学習スペースを整備するなど、各市町村が駅を中心に人が集まる工夫について研究しています。

本県は、全国で唯一、全ての市町村に鉄道駅があることから、その特色を生かし、様々なアイデアや成功事例を各市町村で積極的に 共有し、駅を中心とした地域活性化の展開が期待できます。

そこで、地域交通の拠点となる駅の関連施設や空間を利用して、 まちづくりや地域活性化に取り組む動きが県内各地で見られますが、 このような取組に対して県としてどのように関わり、また支援をし ていくのか、田中交通政策局長の所見をお伺いいたします。

次に、子供の支援の推進について3問質問いたします。

子供たちは、その自己形成の過程で、多種多様な選択肢の中から、 それぞれの価値観で好きなこと、やりたいことに挑戦し、様々な経 験を積みながら自分自身の可能性を伸ばしていきます。そして、社 会全体でそれを応援するのが重要だと思います。

例えばスポーツにおいては、その競技の選択肢も広がっています。 世界で活躍する若いアスリートの存在もその理由の一つだと思いますが、スケートボードやブレイキンなど、これまで部活動として行われてこなかった競技や新しい活動においても、全国大会出場などの優秀な成績を収める児童生徒も増えています。

しかし、活動費や技術指導などの支援が行われていないケースが

多く、全国規模の大会に出場した際の激励費や褒賞品の支給対象に もなっていないと仄聞いたします。

児童生徒が取り組むスポーツ活動は多様化しており、学校部活動に所属せず個人で活動する形態も増加してきています。そこで、こうした活動に対しても支援を行うことが必要と考えますが、廣島教育長の所見をお伺いいたします。

次は、オーガニック給食について質問いたします。

子供たちの健全な成長には食事が非常に重要です。平成21年に改正された学校給食法の目的の一つには、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」とあります。健康で元気に生活することは、子供たちにとってのウェルビーイングそのものと言えます。

また今は、食への安全・安心意識の向上が子育て世代を中心に広がっています。その一つの表れとして、オーガニック給食への関心が全国的に高まっています。また、情報化社会の中でコミュニティー形成が比較的容易になったことも奏功し、県内においても、オーガニック給食の普及に取り組む保護者がグループを形成して、ドキュメンタリー映画の上映会やオーガニックマルシェなどを開催しておられますし、生産者側では有機農業に取り組む農家が協議会を形成して、生産拡大や安定供給に向け取り組むなど、県民の意識やニーズは確実に高まっています。

県内では、これまでも複数の学校でオーガニック給食が実施されてきましたが、先月射水市でも初めて、小規模の小学校においてオーガニック給食が提供されました。当日は、総合学習の時間に生産者などから、日本で使われる農薬の量や食品添加物の種類の多さな

どを紹介しながら、自然栽培の効果を解説する時間が設けられた後、 無農薬、無肥料の自然栽培で育てられた米と野菜が使われた給食を 食べ、児童からはオーガニック給食を続けてほしいとの声が上がり ました。

そこで、有機栽培や自然栽培により生産された農産物を積極的に 取り入れたオーガニック給食に対する期待が高まっている現状を、 県としてどのように受け止め実施の拡大に向けて取り組んでいくの か、廣島教育長の所見をお伺いいたします。

次に、県内高等教育機関における学生確保に向けた取組について 質問いたします。

人口減少社会にあって、大学などの高等教育機関では学生確保が 最大の課題となっています。県内外あるいは国外の若者に向けて、 それぞれの学校がその魅力をいかに効果的に発信するかが鍵となり ますが、今はコストパフォーマンスやタイムパフォーマンスを重視 する若者が多いことから、いかに簡単で分かりやすい充実した情報 を提供できるかがポイントになっています。

本県では、今年4月に高岡法科大学において令和7年度からの募集停止が発表されるなど、高等教育を取り巻く環境は厳しさを増していることからも、例えば、各校の入試やオープンキャンパスなどの情報を県が取りまとめて発信するなどの取組も必要ではないかと考えます。

そこで、県内高等教育機関への進学促進を図るため、県内外の対象者に向けた情報発信や学生確保対策について、各教育機関や大学コンソーシアム富山との連携も含めどのように取り組んでいるのか南里経営管理部長にお伺いいたします。

最後の項目となりました。観光振興について3点質問いたします。 現在、富山県を訪れる観光客数については、コロナ前の水準に戻りつつあります。そんな中で、滞在型観光の推進が今後の本県観光 産業の発展においては非常に重要だと考えます。そこで、滞在型観光のポイントでもある宿泊施設について質問いたします。

最近は、ローカルインバウンドに注目が集まっており、海外からの高付加価値旅行者は、いわゆるビジネスホテルへの宿泊よりも、現地の昔ながらの民家で、その土地の生活を感じながら宿泊することを好む傾向にあり、民泊という宿泊スタイルへの人気が高まっています。また、国内旅行者にとっても、暮らすように旅するというコンセプトには民泊が適しているということで、やはり需要が高まっています。

このため、本県観光の受入れ促進には、民泊の活用が効果的と考えられます。さらに民泊は、空き家などをリノベーションして開業する例も多く、民泊サービスの展開には地域活性化の要素も含まれますが、一方で、民泊には、年間の提供日数が180日以内に限られるなどの課題もあります。

そこで、近年増加している訪日外国人観光客に富山の魅力を体感してもらうためにも、高付加価値旅行者や国内旅行者にも人気のある民泊サービスなどの拡大により滞在型観光を促進してはどうかと考えますが、田中地方創生局長の所見をお伺いいたします。

富山県観光の振興について、次は海や川などの自然景観を楽しむ 観光遊覧船について質問いたします。

日本は海に囲まれており、全国各地で観光遊覧船が運航されています。富山県では、世界で最も美しい湾クラブに加盟している風光

明媚な富山湾内の観光遊覧船のほか、湖や川を走る遊覧船もあり、 それぞれに異なる景色を堪能できます。

例えば、富山湾岸クルージングのほか、富岩水上ラインでは、 2.5メートルの水位差を上下する国指定重要文化財に登録されている水のエレベーターを体験できます。さらには、日本のベニスと言われ、ノスタルジックな情緒にあふれ、最近ではナイトクルーズが好評の内川の観光船などがあります。

また、観光遊覧船の魅力は、ふだんは見ることができない見上げるような陸地を楽しむことにもあります。海越しの立山連峰は富山観光の代表的な景観ですし、カモメやウミネコへの餌やり、川では橋の下をくぐり、日によって鏡のような水面に映る景色は印象的で、間違いなくSNS映えします。

実際、民間の調査では、観光遊覧船の魅力について、日本人、外国人共に、船上からの景観のすばらしさとふだんできない体験が上位となっています。さらには、富山湾の東西を海面で結び広く石川県までも往来が可能な観光船事業は、能登半島地震からの復興にもつながるインバウンド需要の受皿や、富山県観光の発展に不可欠なコンテンツとなる可能性を秘めています。

そんな中、本年9月に県内5つの観光船運航業者と事業所のある 富山、射水、氷見、滑川市は、富山県旅客船安全協議会を設立され ました。これは、2022年に北海道で起きた観光船沈没事故を受け て国土交通省が設置を促し、今回、北陸信越運輸局管内では初めて の設立となりました。これにより、今後は、運航の可否判断に必要 な気象情報などを共有し、安全講習や訓練を行うなど、より安全な 観光遊覧船の運航に向け、地域や事業者の意識の高まりが期待され ることから、県としても後押しをしていく必要があると考えます。

そこで、本県の重要な観光資源である富山湾の魅力を発信するため、観光遊覧船の振興にどのように取り組むのか、旅客船の安全性確保に向けた取組と併せて新田知事の所見をお伺いいたします。

最後の質問です。

先月、私が所属する企画財務部会の視察で、観光関連が基幹産業でもある北海道を訪れました。そこで旅先納税について話を伺ったのですが、本年2月から、札幌市を中心に12市町村で構成される、さっぽろ連携中枢都市圏において旅先納税が開始されました。

これは、旅行先として訪れた自治体にふるさと納税すると、寄附額の3割相当の電子商品券「さっぽろ圏 e 旅ギフト」を受け取ることができるサービスです。導入後、これまでは札幌市での活用がほとんどとのことでしたが、管内の主に飲食店や観光施設での利用によって地域活性化や観光需要の拡大にもつながることが期待されるとのことでした。

観光産業による地域振興においては、その土地を訪れた方々が、 ごく自然な流れでお金を使う、使いたくなる仕掛けをちりばめるこ とも重要だと思います。

そこで、旅行や出張で訪れた現地でふるさと納税を行い、その場で電子商品券などを受け取る旅先納税などのいわゆる現地決済型ふるさと納税について、本県での導入を検討してはどうかと考えますが、南里経営管理部長の所見をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〇副議長(井上 学)新田知事。

[新田八朗知事登壇]

○知事 (新田八朗)瀧田孝吉議員の御質問にお答えをします。

まず、「未来に向けた人づくり」について、私のマニフェストに 沿った御質問を頂きました。

人口減少が進展し、またVUCAと言われるような時代、そんな中でも本県がウェルビーイングの先進地域として発展し、県民おー人お一人の豊かで幸せな暮らしを実現するためには、本県の活力を支え、発展の礎となる「未来に向けた人づくり」を進めることが大切だと考えております。

まず、本県の活力、これを支えていく人づくりですが、子供の権利を尊重、擁護する、こどもまんなか社会を実現するための支援体制の充実に努めてまいります。また、課題解決型の学習を進め、自ら考え、主体的に行動し、責任を持って社会改革を実現していくような人材、また世界で活躍できるようなグローバル人材、これらの育成を進めていきたいと考えます。さらに、県民の暮らしを支える医療・福祉人材の確保育成にも努めなければなりません。そして、共生社会づくりを進めるため、留学生や外国人材の受入れ体制も充実させてまいりたいと考えます。

もう一つ、別の種類の人づくりですが、本県の発展を牽引する、 そのような人づくりも大切だと考えます。

スタートアップエコシステムの形成に向けて、起業家を育成して まいります。また、県立大学に設置した情報工学部におけるデータ サイエンス人材の養成も行ってまいります。そして、新たな製品や サービスを創出するクリエーティブ人材の育成にも努めたいと考え ます。また、本県の基幹産業の一つである医薬品産業、その中でも バイオ医薬品を開発する人材、また創薬人材の育成なども努めたい と思います。

変化の激しい経済情勢の中で、先端の技術を活用し、そして本県経済を牽引するような人材を育てていきたいと考えます。

言うまでもなく、人づくりは未来に向けた投資だというふうに考えます。シームレスに、そしてエイジレスに、県民お一人お一人が自己の価値や能力を高めていっていただけるような取組を進め、県民が様々な分野で活躍できる富山県を実現してまいります。

次に、富山湾の魅力発信についての御質問にお答えします。

世界で最も美しい湾クラブに加盟しております富山湾は、本県観 光の大きな魅力の一つです。

本県では、民間団体が行う富山湾を活用した取組への支援を行っておりますし、また官民が連携して富山湾周辺のにぎわい創出に努めるなど、富山湾の魅力を生かした観光振興に取り組んでまいりました。

富山湾での旅客船の運航ですが、現在実施中の北陸デスティネーションキャンペーンに向けた観光資源の磨き上げとして、新湊内川におけるナイトクルーズや内川の散策と一体とした旅行商品についてもプロモーションを行っています。

また、議員もおっしゃいましたが、2年前に起きた知床遊覧船事故を受け、安全性確保に向けた取組としては、本年の9月に旅客船運航の安全担保と安全性向上を図るため、海上運送事業の健全な発展と観光振興への寄与を目的として、富山県旅客船安全協議会が国交省北陸信越運輸局管内で初めて設置されたのは、議員の御指摘のとおりです。

県内の旅客船事業者 5 者など――会社や社団法人もありますし個人もおられますが、5 者で構成するこの協議会は、県もオブザーバーとして参加しておりまして、地域一体となって安全レベルの向上を図りたいと考えます。

県としては、今後も、この協議会や地元の各市と連携して安全対策の向上をさらに徹底するとともに、富山湾の魅力やその活用について積極的な情報発信を行うことで、観光誘客に取り組んでいきたいと考えます。

私からは以上です。

〇副議長(井上 学)金谷土木部長。

[金谷英明土木部長登壇]

○土木部長(金谷英明)私からは3問、まず道路の復旧状況や除雪作業などへの影響についてお答えをいたします。

元日に発生いたしました能登半島地震によりまして、県が管理する道路、橋梁で被災いたしました51か所につきましては、11月末までに国の災害査定を終え、順次工事を発注し復旧を進めているところでございます。このうち11か所の復旧を終えているものの、残る40か所につきましては、仮舗装を行い交通を確保した上で復旧を進めている状況であります。

これまでに、除雪企業が路面状況等の点検を行いまして、除雪作業に支障が生じないよう、別途すりつけなどの路面の補修を随時行っている状況でございます。

また、消雪施設につきましては68か所の被害を確認しておりまして、このうちこれまで、先ほどもお答えいたしましたが67か所の復旧を終えたところであります。被害が大きかった残る1か所、県道

中道国分線につきましては、漏水箇所が多く道路が陥没するおそれがあることから、今年の冬は機械除雪で対応する計画としております。

このほか、降雪期に入ってから消雪施設に不具合が見られた際には、速やかに施設の修繕、あるいは機械の除雪に切り替えて対応する計画でございます。

昨年冬の除雪状況を踏まえまして、各除雪企業とも調整を図りな がら、最新の気象情報や道路情報を収集し、国や市町村など各道路 管理者とも連携いたしまして安全な道路交通を確保してまいります。 次に、オペレーターの担い手不足への対応についてお答えをいた します。

除雪オペレーターの高齢化や新規入職者が減少し、オペレーター や助手の確保が全国的な課題となっております。

こうした状況を踏まえまして、県では今年から、いわゆるワンオペレーターで除雪するものを県下全域に拡大して試行をしております。この取組は、除雪車に後方確認用モニターなどを設置することで、助手が担ってきた安全確認作業などを代替するものでありまして、除雪作業を1人で行うものであります。

御質問の、AIやあるいはICT技術の導入につきましては、県では令和2年度から、除雪機械それぞれに搭載いたしましたGPSの端末の記録を基に除雪日報などの書類の作成を自動化することで、業務管理の効率化を図ってきておるところでございます。

一方、国やNEXCOなどでは、除雪作業の省人化などを図る様々な実証実験が行われております。北陸地方整備局では令和3年度から、除雪トラック前面の雪を路肩に寄せる装置の角度や、ある

いは路面の障害物を避ける上下の調整などを自動化する車両が導入 されております。また、北海道の自動車専用道路では、昨年度から 通常2人が乗車いたしますロータリー除雪車の運転を自動化し、監 視役1人で作業できる車両が導入されたところであります。

県管理道路は、国管理道路や高速道路とは路面や沿道の状況が異なりまして、マンホールの蓋や交差点も多いことから簡単ではありませんし、また、GPSの精度やタイムラグがありますことから、これらの技術をそのまま導入するには課題もあると考えておりますけれども、担い手の確保、それからオペレーターの負担軽減、若手オペレーターの作業の支援を図るためには、県管理道路でどのような新しい技術が導入できるか、国などの取組をしっかりと情報収集し検討してまいりたいと考えております。

次に、持続可能な除雪体制に向けての御質問にお答えいたします。 県ではこれまでも、持続可能な除雪体制とするため、除雪企業へ 貸与いたします除雪機械の増強や委託経費の見直しなどを行いまし て、企業の機械の保有に関する負担の軽減を図ってきたところであ ります。

具体的には、除雪企業が保有する除雪機械の故障状況などを聞き取りまして、老朽化が著しく維持管理が困難になった機械に代わり、県では、必要に応じまして機械を増強し、企業へ貸し出しているところでございます。また、除雪の委託経費に、業者が所有する借り上げの機械に関する保険料それから税金などの必要な固定的な経費を、除雪状況にかかわらず含めるよう見直しを行ってまいりました。

一方、持続可能な除雪体制とするためには、新規のオペレーター の育成が重要だと考えております。このため県では、大型特殊免許 の取得費用などを助成しておりまして、制度が始まりました平成27年度からこれまで158名に助成し、今年度は12名の申請があったところでございます。

また、機械操作の技術やノウハウを継承していくため、比較的若いオペレーターが熟練したオペレーターと同乗することで直接技術指導を受けます研修会を、今年度も県東部それから西部でそれぞれ開催する予定であります。

県としては、引き続き、除雪企業の負担の低減や除雪オペレーターの育成支援に努めるとともに、ICT技術を活用した省人化も検討するなど、持続可能な除雪体制となるよう取り組んでまいります。 以上であります。

〇副議長(井上 学) 髙木警察本部長。

[髙木正人警察本部長登壇]

○警察本部長(髙木正人)私からは2問お答えいたします。

まず初めに、改正道路交通法の施行後の本県における関係の取締 り状況についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本年11月1日から改正道路交通法が施行されまして、自転車運転中のスマートフォンなどの使用、いわゆるながらスマホや、酒気帯び運転につきまして、罰則の強化や新設がなされたところであります。

県警察では、県民に改正内容の周知を図ることが重要と捉え、これまで、教育機関や関係機関・団体に資料等を配布して周知に努めたほか、県警公式SNSによる情報発信や交通安全キャンペーンなど様々な機会を利用し周知を行ってきたところであります。

私自身も「ワンチームとやま」の会議や各種会合への出席の機会

を捉えて、御説明させていただいているところであります。

改正法施行後の自転車の取締り状況につきましてですが、ながら スマホに関しましては、違反の検挙はございませんが、警察官の指 示に従って直ちに使用をやめた2件について指導警告を行っており ます。また、酒気帯び運転に関しましては、違反の検挙はございま せん。

県警察では引き続き、教育機関や関係機関・団体と連携を密にして、ながらスマホの危険性について、自転車利用の多い学生を中心に周知に努めるほか、議員からも御指摘ございましたとおり、酒気帯び運転につきましては、年末に向けて飲酒の機会が増加することなどから、酒類を提供する飲食店などに対しても周知を図り、県民の交通ルールの遵守とマナーの向上に努めてまいる所存であります。

続きまして、議員から御質問ありました特定小型原動機付自転車 の現状などについてお答え申し上げます。

これも議員御指摘のとおり、昨年7月1日の法改正によりまして、新たな車両区分として、原動機付自転車のうち、車体の大きさ、また構造が一定の基準に該当する電動キックボードなどが、特定小型原動機付自転車—特定原付と呼ばさせていただきますけど——というふうに規定されまして、車道通行を原則といたしまして道路の左側端に寄って通行することや、運転できる年齢は16歳以上といったルールが定められておるところであります。

県内における取締り状況につきましては、本年10月末現在、違反の検挙はなく交通事故の発生も認知していない状況にあります。県内で違反や事故が発生していない理由の一つは、関東・関西圏に比べて特定原付の普及が進んでいないということが考えられるところ

であります。

しかし、県内の一部地域において特定原付のシェアリング事業が 試行実施されまして、議員からも御指摘ありましたとおり、11月 29日からは、富山市中心部で事業者による電動キックボード貸出事 業が始まるなど、今後県内での普及も想定されるところであります。

県警察では本年10月、本部交通企画課交通総合対策室に自転車等 安全対策係を新設いたしまして、特定原付を含めた小型モビリティ 一の安全な使用方法でありますとか交通ルールについて、広く県民 に周知する活動を行っているところであります。

また、県内の特定原付などの販売店あるいはレンタル店などに対しては、購入者または利用者に対して、交通ルールの周知、年齢の確認、ヘルメット着用の促進などを徹底するように依頼しているところでございまして、引き続き、交通ルールの遵守と交通事故発生抑止に万全を期してまいる所存であります。

以上であります。

〇副議長(井上 学)田中地方創生局長。

〔田中雅敏地方創生局長登壇〕

〇地方創生局長 (田中雅敏) 私からは2問お答えいたします。

まずは、観光地における電動キックボードの導入促進についての 質問にお答えいたします。

観光地での手軽な移動手段は、旅行者の利便性を高めるとともに、 アクティビティーや観光コンテンツとしての側面もあり、旅行者の 満足度向上に資するものであると考えております。

県内では、市町村が中心となって既に導入が進んでおりまして、 例えば、射水市では、ベイエリアを走ることができる電動カート 「べいかーと」や、電動三輪バイク「べいとらいく」、また、氷見 市では、町なかの回遊を促進する小型電気自動車「ヒミカ」などが 導入されているものと承知しております。

電動キックボードは、原動機付自転車と同様に免許が必要でありましたが、道路交通法が改正されまして、令和5年7月から、一定条件を満たすもの、この特定小型原動機付自転車は、公道も免許が不要となったところでございます。

県内では立山町が、立山駅周辺の移動手段としてE-BIKEと併せて導入をされておりまして、全国的にも、導入または実証実験の例があると承知しております。他方で、全国的に見ると、自転車に比べてタイヤが小さく段差で転びやすいなど構造的に不安定であることや、旅行者のマナーなどの課題もあると認識しているところでございます。

電動キックボードなど新たなモビリティーサービスを県として導入促進するに当たりましては、まずは地域住民の皆様の合意形成が必要であると考えております。各地域におきまして、どのように地域の魅力を感じていただくか、また、どのように魅力的な観光地としていくか、さらに、どのように持続可能な地域づくりを行っていくかという観点を踏まえて議論を進めていただきまして、観光コンテンツの一つとしてこうしたものを導入したいということでありますれば、市町村とも連携し、県として積極的に相談に乗ってまいりたいというふうに考えております。

次に、民泊サービスの拡大などによる滞在型観光の促進について の質問にお答えいたします。

訪日外国人旅行者にとって、富山の魅力は、立山黒部や美しい富

山湾といった自然景観、富山湾鮨などの食、世界遺産五箇山の合掌造り集落や国宝の瑞龍寺、勝興寺など歴史・文化、また、高岡銅器、高岡漆器、井波彫刻などの伝統工芸など、多岐にわたるものと考えております。これらをいかに磨き上げ、結び、PRすることで、県内の周遊、また滞在につなげていくかが課題と考えております。

そのような中で、訪日外国人旅行者の滞在先に対する多様なニーズに対応していくことは、滞在型観光を推進する上で重要であると考えておりまして、住宅を活用して宿泊サービスを提供する民泊サービスもその一つの方法であると考えております。

一方で、民泊サービスにつきましては、衛生面や安全面といった 観点から、周辺住民や事業者の皆様のトラブル等の課題も指摘され ているところでありますが、県としては、事業者のニーズ、また法 令等の条件などを踏まえた上で、様々な形態のメリット、デメリッ トを事業者に丁寧に説明いたしまして、民泊サービスの進め方や手 続など適切に相談に応じてまいりたいと考えております。

その上で、訪日外国人旅行者それぞれの宿泊ニーズに応じたPRに努めるとともに、新湊内川観光船ナイトクルーズや井波・瑞泉寺ナイトミュージアムなど、体験型コンテンツの造成といった支援も含めまして、富山の魅力を存分に味わえる滞在型観光を推進していきたいと考えております。

以上です。

〇副議長(井上 学)田中交通政策局長。

[田中達也交通政策局長登壇]

○交通政策局長(田中達也)私からは、駅と周辺地域の活性化についての御質問にお答えします。

県の地域交通戦略では、鉄軌道や駅を中心とする交通ネットワークの形成を目指し、まちづくりと連携した駅の機能強化に対する投資ですとか、沿線まちづくりへの参画などの施策を位置づけております。

県内には、駅に図書館や学習スペースを整備した事例など、駅を中心としたまちづくりに沿線市町村が取り組む事例がございます。 このため、これまでの戦略会議や部会では、こうした事例につきまして市町村等と共有するとともに、各市町村が設置します地域交通会議における協議に県も委員として加わってまいりました。

今年度からは、市町村が行う駅関連施設の整備等への投資を支援 するとともに、地域の方の参画を促し公共交通の利用につながる駅 や駅前空間におけるイベント開催等を新たに支援することとしてお ります。

県としましては、引き続き、戦略会議や市町村の地域交通会議等の場を活用しまして、交通事業者や地元の関係者と連携した取組が地域の活力、魅力向上につながるという重要性を伝えますとともに、支援制度の活用を促してまいります。

〇副議長(井上 学)廣島教育長。

[廣島伸一教育長登壇]

○教育長(廣島伸一)頂きました2問のうち、まず多様化するスポーツ活動への支援についてお答えをいたします。

県教育委員会では、部活動指導員などを派遣しまして日常の部活動を支援しておりますほか、中高校生が県内の予選会や選考会を経て出場する全国中学校体育大会や全国高校総体のほか、中央の競技団体が主催されます年代別ジュニア大会など、学校部活動に関連す

る大会を対象に、激励費の支給や褒賞品の贈呈を行っております。

また、知事部局、生活環境文化部のほうでも、部活動に加えまして、部活動以外の種目で活躍している中高校生も対象に、富山県民スポーツ応援団トップアスリート支援事業や国際競技力向上推進事業などにより、日常の活動や国際大会に出場するのにかかる経費に支援しておられます。このほか、県スポーツ協会におきましても、加盟する競技団体の普及強化に支援しております。

こうした支援制度につきましては、県教育委員会、知事部局、県 スポーツ協会が連携して周知にも努めております。

一方、議員から御紹介のありましたスケートボードやブレイキンなど、いわゆるアーバンスポーツといいますか、オリンピックなどを契機に人気が高まっておるところでございますけども、これらのスポーツについては、現状、県内における競技団体がありません。また、全国大会出場の基準も明確には把握されておりません。そういった点で、現時点では行政としての支援の仕方やその判断基準の設定に課題があるところと認識しております。

スポーツ活動の多様化が進み、生徒が学校部活動以外でも活躍すること、これは、同世代の生徒たちに、活動意欲の向上ですとか生徒の夢を大きく育むことになります。時代の変化に応じました競技への支援の在り方、また、先ほど申し上げた課題の解消につきまして、関係機関と連携して協議、研究を進めていきたいと考えております。

次に、オーガニック給食に関してお答えいたします。

有機栽培や自然栽培により生産されました農産物の給食への使用 は、その栽培方法を知り、環境に優しい農業などについて考える機 会となるということもございまして、県内では年に数回、こうした 農産物を使用した学校給食を実施しておられる市町村がございます。

一方、学校給食は、食材費を抑えつつ、日々大量の食材を安定的 に確保する必要がございます。現在、有機農業の取組面積は、県内 耕地面積の1%に満たない状況でございます。有機栽培や自然栽培 により生産されました農産物を使用した給食の拡大については、食 材の供給量、規格、コストについてそれぞれ大きな課題があります。

このため、農林水産部のほうでは、有機農産物の生産量の拡大やコスト削減に向け、有機農業の新たな担い手の育成のほか、地域ぐるみでの有機農業の生産拡大や学校給食での利用などに取り組む市町村の支援のほか、省力的な栽培技術の実証などに取り組んでおられます。

また、私ども県教育委員会では、学校や栄養教諭の研修会で、地 場産物のほか有機農産物を活用した食育の取組事例を取り上げてい ますほか、来る12月8日は有機農業の日ということでございまして、 その特化期間が11月18日から今月の13日までになっておりますが、 この期間における学校給食での有機農産物の使用などにつきまして、 文部科学省からの案内も活用して、市町村教育委員会などに周知を しているところでございます。

今後とも、学校給食を通しました児童生徒の心身の健全な発達の ため、農林水産部、市町村、関係機関とも連携しまして、有機農栽 培や自然栽培により生産された農産物を使用したオーガニック給食、 こちらの普及推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

〇副議長(井上 学)南里経営管理部長。

[南里明日香経営管理部長登壇]

○経営管理部長(南里明日香)私からは、まず県内高等教育機関への 進学促進についてお答えいたします。

県内高等教育機関への進学促進を図るには、高校生に県内大学等で学ぶ魅力を知ってもらうことが大切であると考えており、県では今年度、県内大学等魅力向上検討会議を立ち上げ、県内高等教育機関や大学コンソーシアム富山と連携し、県内大学等で学ぶ魅力のアピール方法や、効果的な学生募集等について検討しているところです。

これまで会議を2回開催し、去る9月に実施した県内の高校2年 生を対象とした進学ニーズ等に関する調査結果や、調査会社による、 県外大学の学生募集広報やブランディングに関する先進的な取組事 例の紹介を基に、意見交換を行いました。

また、会議での意見を踏まえて、10月27日には県内大学等が一堂に会し、現役の県内学生が自らの学びや学生生活等について紹介する現役学生による進学説明会を開催しまして、議員からは簡単にかつ充実した情報をとのことでしたけれども、富山駅の南北自由通路において開催したところ、延べ約700名の方に立ち寄り、参加いただきました。さらなる工夫をしていきたいと考えております。

さらに、県では来年度、大学コンソーシアム富山のホームページに、学生向けポータルサイトとしての機能を持たせるようにリニューアルし、これまで各学校のホームページ等に分散していた学生向けの情報を一元化することとしています。各学校の入試やオープンキャンパスなどの情報も盛り込んだものとしたいと考えております。

県では、県内高等教育機関が県内外の高校生に選ばれる進学先と

なるよう、引き続き、県内高等教育機関や大学コンソーシアム富山 と連携し、県内大学等の魅力向上の取組を支援してまいります。

次に、現地決済型ふるさと納税についてお答えいたします。

いわゆる現地決済型ふるさと納税は、旅行や出張で訪れた自治体において、物販、飲食店や宿泊施設等加盟店の端末などから自治体に対して寄附をすると、返礼品としてその場ですぐに利用できる電子クーポンなどを受け取ることができる仕組みでございます。

このサービスは、現在、全国様々な事業者が提供してきておりまして、観光振興や地域活性化策としての観点からも、市区町村を中心に導入自治体も増えてきているところであります。県内でも幾つかの市町村において、飲食店、宿泊施設、レジャー施設などで導入されていると承知しております。

一方で、ふるさと納税制度は、過度な返礼品競争などを受けて、 適正な募集や返礼品は地場産品に限るなどの基準の下での運用が求 められておりまして、こうしたサービスの導入に際しては、これら 基準に適合するよう留意することはもとより、また、先行団体の状 況などからは、設置場所となる市町村の取組と県の取組との重複や 競合、端末設置に伴う加盟店側の負担、費用対効果などの課題もあ るということで、先般のふるさと納税の本県の勉強会では、なかな かペイしない例もあるとの課題も提示されたところでございます。

ふるさと納税は、ふるさとや地域に貢献したいという思いを生か すために、寄附金制度の一環として創設されたものでございます。 県としては、本県をふるさととして、あるいは第2のふるさととし て一層応援いただけるように、制度を効果的に活用するとともに、 制度本来の趣旨を踏まえて適正で節度ある運用に努めていく必要が あると考えており、引き続き、全国の状況や県内市町村における導入効果などを見ながら、市町村とも連携してふるさと納税制度の活用に取り組んでまいります。

○副議長(井上 学)以上で瀧田孝吉議員の質問は終了しました。 暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午後2時55分休憩